

蒲生干潟、砂浜及び河口利用ルール

蒲生干潟は国指定鳥獣保護区特別保護地区と、県自然環境保全地域に指定されており、さまざまな生きものが生息し、渡り鳥たちのエサ場・休息地となっています。

この先もずっと、干潟にいる小さな生きものや、陸上の様々な植物や鳥たちが安心して生活していける場所にするために、次のルールを守って利用しましょう。

○ 観察活動

- 1 渡り鳥たちが安心して休息できるように、重点保全区域図に示した場所にはなるべく入らず、遠くから観察しましょう。

シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガンなどの水鳥がいるときは特に注意しましょう。



アオアシシギ



シロチドリ



コアジサシ



コクガン

- 2 生きものの観察の際には、貝殻等でのケガに注意をし、干潟・砂浜でカニや貝などを観察したら、もとの場所に戻しましょう。また、植物は採らないで観察しましょう。

○ 干潟の利用

- 3 砂浜で自転車、バイク、モーターパラグライダーなどは使用しないようにしましょう。
生きものがエンジンの音などに驚いてしまいます。
自転車やバイクで砂浜を走ると、砂の中の小さい生きものや植物が傷ついてしまいます。
- 4 干潟・砂浜で犬の散歩はしないようにしましょう。
近くにいる鳥たちは、犬の気配や鳴き声に驚いてしまいます。
- 5 干潟は横断しないようにしましょう。
水の中にいる小さな生きものが傷つき、鳥たちも驚いてしまいます。
- 6 堤防や砂浜で、花火やバーベキューなどの火気は使用しないようにしましょう。
生きものが音や光、炎に驚いてしまいます。
花火やバーベキューの火やゴミで、生きものの^{すみか}住処が壊れるかもしれません。
- 7 砂浜でゴルフはしないようにしましょう。鳥の卵や巣を壊してしまったり、驚いてしまいます。また、植物が傷ついたり、砂浜に生息する生きものに影響が出たりしてしまいます。
その他の球技（サッカー・ラグビー・バレーボール等）もしないようにしましょう。

○ 利用マナー

- 8 車は駐車場に停めましょう。
- 9 ゴミは持ち帰りましょう。
干潟の生きものが、ゴミを誤って食べてしまうなど、事故のもとになります。
植物もゴミの下敷きになると育つことができません。
- 10 生きもの・利用者みんなが気持ちよく過ごせる空間となるよう、マナーを守った行動・活動をお願いします。

蒲生干潟自然再生協議会

【問合せ先】宮城県環境生活部自然保護課
自然保護班 022-211-2672

鳥類（水鳥）、植物、底生生物の 主要な生息・生育区域



重点保全区域図

